



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 3 月 31 日 (水曜日) 号外 第 28 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

○宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	頁
--	---

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法等の改正に伴い、自動車税種別割の税率の特例が改正されたこと等に対応するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(宮崎県税条例の一部改正)

第1条 宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(軽油引取税に係る免税の手続) 第59条 [略] 2 前項の場合において、免税軽油の引取りを行おうとする免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の裏面に必要事項を記載し、 <u>記名押印</u> しなければならない。 附 則 (不動産取得税の税率の特例) 第8条 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。 2 [略]	(軽油引取税に係る免税の手続) 第59条 [略] 2 前項の場合において、免税軽油の引取りを行おうとする免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証の裏面に <u>免税軽油使用者の氏名又は名称</u> その他必要事項を記載しなければならない。 附 則 (不動産取得税の税率の特例) 第8条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。 2 [略]

(宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (令和2年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条並びに次条第1項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項第6号において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(種別割の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。))、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。))附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車(省令附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。))、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車(平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。))に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。))に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

- (3) 法第 149 条第 1 項第 3 号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149 条第 1 項第 4 号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第 1 号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第 1 項第 4 号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第 1 号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第 1 項第 4 号イ(2)に規定する令和 2 年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和 2 年度基準エネルギー消費効率」という。)に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5 条の 2 第 3 項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149 条第 1 項第 5 号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第 2 号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第 1 項第 5 号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第 2 号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和 2 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5 条の 2 第 4 項で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第 149 条第 1 項第 6 号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

[略]

- 3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日)から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

[略]

- 4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (3) 法第 149 条第 1 項第 3 号に規定する充電機能付電力併用自動車(第5項第 3 号において「充電機能付電力併用自動車」という。)
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149 条第 1 項第 4 号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和 2 年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和 2 年度基準エネルギー消費効率」という。)に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5 条の 2 第 3 項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149 条第 1 項第 5 号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和 2 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 130 を乗じて得た数値以上のもので省令附則第 5 条の 2 第 4 項で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、法第 149 条第 1 項第 6 号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車

[略]

- 3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1)・(2) [略]

[略]

- 4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。)に対する第61条の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。
- 5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車等を除く。)に対する第61

条の規定の適用については、当該自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車等（営業用の乗用車及び営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車等^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率

に 100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

